

平成 30 年度

工事番号 第 97 号

町道川原町一本木線側溝修繕工事

特記仕様書

予定価格 1,590,000 円(税抜き)

五戸町 字 姥堤 地内

五 戸 町

第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容			
1.工程関係	1.工事日数又は工期	<input checked="" type="checkbox"/> 工期 平成31年3月15日まで			
		<input type="checkbox"/> 工事日数 日間			
		<input type="checkbox"/> この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている			
		<input type="checkbox"/> この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。			
		<input type="checkbox"/> この工事は、「フレックス工期制度」を適用する	全体工期	日間	
	2.影響を受ける他の工事及び制約の有無		余裕期間	落札日より60日以内	
			留意事項	着工日報告書により着工日を報告しなければならない	
		他工事の名称	発注者等名	影響を受ける箇所	期間
					~
					~
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	時間帯	工種	制約内容	その他
		~			
		~			
2.用地関係	3.施工時期・時間、施工方法制約の有無	制約の要因	工種	時期	時間帯
				~	~
				~	~
				~	~
		□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	4.関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所
		□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	5.関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容
				~	
				~	
				~	
		□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	6.地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	地下埋設物・埋蔵文化財名称		管理者の名称	事前調査の時期
					移設時期
3.工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無	1.工事用地等の未処理部分の有無	未処理の箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期
		□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	2.工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無	復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日
		□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	4.仮設ヤード指定の有無	借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件
				~	
				~	
				~	
		□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			

明示事項		内容				
3.公害関係	1.公害防止に伴う制限の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他
					~	
	2.水替・流入防止施設の必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象工種	場所	施工方法	施工期間等	
4.安全対策関係	3.濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象工種	処理内容	処理条件	期間	
	4.事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無	
5.工事用道路関係	1.交通安全施設等の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の種類	対象工種	設置期間	施設の内容等	
	2.近接施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の名称	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容
	3.防護施設必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	施設の種類・名称	施設の規格	設置期間	
	4.保安設備、保安要員配置の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	保安設備・保安要員	対象工種	配置場所	規格・規模	設置期間及び時間帯
	5.発破作業等制限の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制限される範囲	制限の内容	制限される期間・時間	その他	
	6.有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	対象工種	施設の規格・規模		
6.工事用車両関係	1.搬入路として的一般道路指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	搬入経路	使用期間	使用時間帯	制限の内容	
			~	~		
			~	~		
			~	~		
	2.仮設道路設置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	使用中の管理の内容		使用後の補修の内容		
	3.車両の運転規制の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	運転規制の内容	対象工種	施設の規格・規模	設置期間及び時間帯	

明示事項		内容			
6.仮設設備関係	1.指定仮設の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格		数量	設置期間
				~	
	2.部分指定仮設の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格		数量	設置期間
				~	
7.建設副産物関係	3.他の工事への引渡しの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格		引渡し工事名	引渡し時期
	4.引継ぎ使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称		設置工事名	設置工事施工者
					引継ぎ時確認事項
8.再生資材利用の有無	5.構造及び施工方法指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称		仮設物の規模	使用材料
					施工方法
	6.設計条件指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称		設計条件	その他
9.建設廃棄物の処理	1.建設発生土の搬出 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	発生土種別	発生量	指定・任意の別	運搬距離
		第2種	16.3m ³	任意	2.0km
	2.建設発生土の搬入 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事名		発注機関名	発生場所
					搬入量
10.建設副産物の処理	3.建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種別	減量化の内容		再利用の方法
					その他
	4.建設廃棄物の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	下記の処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。 ただし、下記の処分場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。			
		種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地
11.再生資源の利用	5.建設副産物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	As殻	0.2t	7.5km	五戸町大字切谷内
		Co殻	16.6t	7.5km	五戸町大字切谷内
	6.再生資材利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	再生資材の名称		規格	使用箇所
		ガラス入⑤再生密粒度	As13F		表層工
12.建設副産物の貯蔵	再生碎石		RC-40		下層路盤工・裏込碎石工

明示事項		内容					
7.建設副産物関係	7.産業廃棄物税計上への有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること 有:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している 無:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する					
8.工事支障物件等	1.占用物件等の工事支障物件の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期	
	2.占用物件工事との重複施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事方法		条件等			
9.薬液注入関係	1.薬液注入工事の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	占用物件名	管理者名	重複する工種	重複する期間	対応内容	
					~		
					~		
					~		
	2.周辺環境影響調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長
3.薬液注入工事との重複施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	注入量	注入圧	その他				
10.その他	1.工事用資機材の保管及び仮置きの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種類	数量	保管・仮置き場所		期間	
						~	
						~	
						~	
				積込・運搬方法			
	2.工事現場発生品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	保管方法					
3.支給材料及び貸与品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 貸与品 <input type="checkbox"/> 支給材料	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離	
4.随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所	返納場所		
5.各種調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	使用目的・箇所	条件	引渡し時期	その他			
※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。							

明示事項		内容		
10.その他	6.共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他
	7.中間検査の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他
8.部分引渡しの有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定部分		引渡し時期	
9.部分使用の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	使用箇所	使用期間	その他	
		~		
		~		
		~		
10.工事現場の現場環境改善費計上の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	項目	指定・任意の別	内容	
	仮設備関係			
	安全設備関係			
	営繕設備関係			
	地域連携			
11.監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考	
12.監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考	
13.調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考	
14.監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 □無	工種名	工事段階	備考	
	上層路盤工	施工後		
	下層路盤工	施工後		
	基礎工	施工後		
	15.工事調整会議開催の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者へ的確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。		

10.その他 – 16 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督員の承諾を得て新材料を使用するものとする(Aグループのみ)。

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の環境政策課ホームページに掲載しています。

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei_recycle.html

10.その他 – 17 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html

10.その他 – 18 労働者確保に要する間接費の設計変更

1.本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提示するものとする。

4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領收書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

8.疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html

10.その他 – 19 施工箇所が点在する工事の積算方法について

1.本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『○○地内(施工箇所○○、○○)、△△地内(施工箇所○○)、□□地内(施工箇所○○)(以下、対象地内という)』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事」である。

2.本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。

※『○○地内(施工箇所○○、○○)、△△地内(施工箇所○○)、□□地内(施工箇所○○)』の部分には共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html

10.その他 - 20 落橋防止装置等への対応

1. 溶接種別の確認等

受注者は、落橋防止装置、変位制限装置(以下、「落橋防止装置等」)の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「第1編 第1章 第1節 1-1-3 設計図書の照査等 第2項」に準ずるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、別添の(一社)建設コンサルタント協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関する(要請書)」(平成27年12月25日付)を踏まえて実施するものとする。また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

2. 落橋防止装置等製作工

工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 构制作工」に準じて行うものとする。

2) 溶接検査について

①受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。

②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験(社内検査)を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。

③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305(非破壊試験－技術者の資格及び認証)の資格を有した者であること。なお、資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。

④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。

3) 溶接施工について

①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社(登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの)及び検査会社(登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの)を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。

②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。

4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。

また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

3. 検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い

検査(完成検査、指定部分完了検査、出来形検査(既済検査)、中間検査)、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

10.その他 - 21 1日未満で完了する作業の積算

(1) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

(3) 1日未満積算基準については、県土整備部整備企画課及び各地域県民局地域整備部において閲覧に供している「土木工事標準積算基準書(青森県県土整備部)」共通編第12章又は「土木工事標準積算基準書(国土交通省)」第I編第12章を参照すること。

(4) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(6) 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(7) 1日未満積算基準「3.判定方法 (3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、10.その他-19に記載の箇所とする。

10.その他 - 22 ゴム製品等への対応

1. ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類(船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書)を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

2. ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

(別表)

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標、車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例であり、その他ゴム製品等についても同様の取り扱いをすること。

10.その他 - 23 快適トイレの導入について

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、従来型トイレとの差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑯の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

●快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フランパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

●快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

●推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フランパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

(3) 設置に要する費用については、(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレとの差額について45,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がない場合は1基)まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、下記のページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html

第3条 設計変更の手続

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 県土整備部)によるものとする。

第4条 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(参考)

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考	100m ² 当り
トルフェスク		0.78	kg		
オーチャードグラス		0.22	kg		
クリーピングレッドフェスク		0.14	kg		
めどはぎ		0.05	kg		
よもぎ		0.03	kg		
やまはぎ		0.02	kg		
肥料 高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg		
ファイバー類		24.00	kg		

(2) 河川環境に配慮したコンクリートブロック(景観、植生、水棲生物、魚類に配慮)

本工事で使用する環境保全型ブロックは、以下の諸元を満足する材料を使用することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

勾配: 1 : _____
設計流速: _____ m/s

(3) その他

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考

第5条 フレックス工期制度

- (1) 落札者は、落札の日から60日以内の任意の日を着工日として設定することができる。ただし、工期末は12月末日を越えてはならない。
- (2) フレックス工事により増加する経費は受注者の負担とする。
- (3) 契約締結の日から着工日までの現場の管理は、発注者の責任において行うものとし、請負者は資材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。

第6条 工事現場の現場環境改善

- (1) 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。よって、受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携や作業環境の改善に取り組み、適正に工事を実施するものとする。
- (2) 現場環境改善については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書に添付するほか、入札時に提出した積算内訳書の現場環境改善に関する詳細な見積を提出するものとする。なお、施工計画書の提出が不要な工事については、実施内容、実施期間等を工事打合簿により提出するものとする。また、現場環境改善費が計上されているものの発注者が実施内容を指定していない場合、受注者は下表の各項目から1つの内容又は2つの内容、合計5つの内容を選択するものとする。
- (3) 工事着手後に現場環境改善の実施内容等に変更が生じた場合は、受発注者間の協議の上で実施内容を変更できるものとする。
- (4) 現場条件等により、現場環境改善の実施内容が合計5つの内容に満たない場合は、受発注者間の協議の上で設計変更時に現場環境改善費の計上を削除する。
- (5) 現場環境改善の実施内容等の写真を完成書類に添付するものとする。

項目	実施する内容
現場環境改善(仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
現場環境改善(営繕関係)	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善(安全関係)	1.工事標識・照明灯安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等) 3.避暑(熱中症対策)・防寒対策
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び運営管理 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9.社会貢献

第7条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面(工事打合簿)により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

第8条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レツツbuyあおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、別表-3に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後別表-4に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査(工事段階検査……各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事は、建設副産物情報交換システム((通称COBRIS)以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と協議するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1~3m程度の長さに切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を県土整備部整備企画課のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど、適正に処理すること。
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が250万円以上の工事の場合に限る。) 請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式(別表1、2)により提出できる。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
ワンデーレスpons	本工事は、ワンデーレスpons実施対象工事である。「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成	青森県が管理する道路(道路法に基づく道路)について、新設・改築・維持・修繕の舗装工事を行う際は「舗装工事における工事記録作成要領」に基づき工事記録を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(作成要領や提出様式の電子データ)の提供を受けること。

青森県県土整備部発注工事における工事情報共有システムの利用に関する特記事項

1. 工事情報共有システムの利用

工事情報共有システムは、受注者がシステムの利用を希望し、監督職員の了解が得られた場合に利用できる。また、利用するシステムは国土交通省の機能要件(Rev4.0)を満たす下記プロバイダーから受注者が選択できるものとする。

○国土交通省の機能要件(Rev4.0)を満たすプロバイダー

	プロバイダー名	情報共有構築方法
1	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	ASP方式
2	株式会社アイサス	ASP方式
3	株式会社建設システム	ASP方式
4	川田テクノシステム株式会社	ASP方式
5	株式会社建設総合サービス	ASP方式/サーバ方式
6	株式会社現場サポート	ASP方式
7	東北インフォメーション・システムズ株式会社	ASP方式
8	日本電気株式会社	ASP方式/サーバ方式
9	株式会社ビーイング	ASP方式

2. 書類の提出

別表-5のうち、提出の対象となっている書類及び受発注者間の協議に基づいて工事情報共有システムによる提出の対象とされた書類は全て工事情報共有システムによって提出するものとする。また、工事情報共有システムによって作成された書類は全て「青森県電子納品運用ガイドライン(平成23年6月)」に基づく形式で電子納品を行うこと。

3. 費用の負担

工事情報共有システムの利用に関する経費は、受注者の負担とする。

4. 検査時の取扱い

工事情報共有システムにより提出された書類については、電子納品の成果品を用いて検査を行うこととする。

5. その他

アンケート調査等があった際は協力すること。

青森県県土整備部発注工事におけるデジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」と称する)とするとことができる。対象工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

青森県県土整備部発注工事における「週休2日確保モデル工事」に関する特記事項

本工事では、受注者が「週休2日確保モデル工事」(以下、試行工事という)を希望した場合に、受注者発議による協議により、「週休2日」を確保するために必要な工期及び施工計画について発注者に対し協議を行うことが出来る。

1. 「週休2日」の定義

- (1)週休とは、現場事務所での作業も含め、作業を実施しない現場閉所日である。
- (2)週休2日確保の対象となる期間は、契約工期から準備と後片付けの期間を除いた実工事期間(実際に工事を施工する期間)である。
- (3)週休の最小必要日数は、実工事期間×2／7(小数点以下切り捨て)である。
例：実工事期間270日間(約9ヶ月)×2／7=77日
- (4)週休予定日以外に、雨天等で現場閉所日とした場合は、週休として算入できる。
- (5)週休日と夏期及び年末年始休業などは明確に区分し、受注者が設定する。
例：連続して7日間現場閉所する場合は、週休日2日+夏期休業5日=7日とすることができる。
- (6)週休2日確保とは、1ヶ月単位で4週8休を実現しない場合でも、関係法令を遵守し、実工事期間において1(3)に示す日数以上の週休を確保していれば週休2日確保と認める。

2. 監督員による実施状況の確認について

監督員は、当初発注時点の想定工期までに少なくとも1回、加えて完成時に工事日報等により週休2日確保の実施状況の確認を行う。

3. 間接工事費の補正について

週休2日を実施した工事については、間接工事費の増額分として、最終変更時に以下のとおりそれぞれの補正係数を乗じる。
ただし、実施できなかった場合は、補正を行わない。

【共通仮設費】 1. 02

【現場管理費】 1. 04

4. 工事変更契約について

工事変更契約については、特記仕様書第3条に定めるとおりとするが、加えて以下の通り取り扱う。

- (1)当初発注時点の想定工期までに工事の施工内容に変更が生じた場合、施工内容に応じた変更に加え、週休2日確保の実施状況を工事日報等により確認し、実施されていた場合は受注者との協議により必要に応じ、工期、間接工事費の補正(現場管理費の冬期補正を含む)に関して変更する。
- (2)当初発注時点の想定工期までに工事の施工内容に変更が生じなかつた場合、週休2日確保の実施状況を工事日報等により確認し、実施されていた場合は受注者との協議により必要に応じ、工期、間接工事費の補正(現場管理費の冬期補正を含む)に関して変更する。
- (3)上記(1)、(2)のいずれの場合も、週休2日の実施が確認できない場合は間接工事費の補正に関して変更しない。また、工期及び現場管理費の冬期補正の変更に関しては特記仕様書第3条に定めるとおりとする。

5. その他について

(1)受注者は、工事着手日までに「週休2日」を考慮した工程を検討し、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程について発注者と協議しなければならないものとする。

(2)受注者は、休工日の確保が確認できるように工程表に記載し、毎月一回、工事履行報告書とともに発注者に提出しなければならないものとする。

(3)受注者は、発注者が行うアンケート等調査に協力するものとする。

(4)発注者は工事成績評定において、受注者の休日の確保及び適切・計画的な工程管理等を適切に評価する。

「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて

1. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

(1)現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。

ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

(2)青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8cmを12cmと読み替える。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書(参考資料)「レディーミクストコンクリート標準使用基準(土木工事)」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑱に示す構造物である。

2. 品質確認について

スランプ値12cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。

スランプ値12cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書(施工編)」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を決めることとする。

第9条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設課	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
建設課	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設課	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
建設課	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書	備考
監督員	工事打合簿	必要の都度	1部	第1編1-1-6	
監督員	再生資源利用計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用促進計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び 必要の都度	部 1部	第1編1-1-20	工事写真全部 着工前・完成のみ
監督員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び 必要の都度	1部	第1編1-1-23	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-4	※1
監督員	CORINS登録内容確認書	登録内容確認書が届き次第速やかに	1部	第1編1-1-5	請負金額500万円以上 受注時・変更・完成・訂正時 (土日祝日を除く10日以内)
監督員	施工体制台帳 施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	
監督員	支給品精算書	工事完成時 (完成前に精算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-16	
監督員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-17	
監督員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品(破碎薬)含む
監督員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	
建設課	建設業退職者共済組合 掛金収納書(発注者用)	契約締結時又は事情がある場合 は契約締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-40	

※1 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

別表－1

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名：	請負者名：	
項目	評価内容	備考
□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	□施工規模	
	□構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	□技術固有	特殊な工程及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用
	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の著しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	□周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応
	□その他	
	□準備・後片付け	
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
□創意工夫 「高度技術」ほどでない軽微な工夫	□品質関係	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	□施工管理関係	
	□その他	
	□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施
1. 該当する項目の□にレマーク記入。 2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。		

別表－2
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名			/
項目			評価内容
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

この工事では、「青森県認定リサイクル製品」を使用しています。

「青森県認定リサイクル製品」は、県内で発生する循環資源を原材料とした製品で、安全性、規格等について青森県知事の認定を受けた製品です。



認定番号	
品目	
製品名	
製造者	

【別表-5】工事情報共有システム対象書類一覧

格納フォルダ サブ フォルダ	納品データ名	打合せ簿情報		作成 時期	工事情報 共有 システム ○対象 △：協議	電子納品 電子検査 ○：対象 △：協議	紙提出 ○：必要 ×：不要
		打合 せ簿 種類	管理区分				
DRAWINGS	発注図			着工前	△	△	○
SPEC	特記仕様書			着工前	△	△	○
MEET	ORG	工事完成届書	提出	完成時	△	△	○
		下請通知書	提出	施工管理	△	△	○
		元請・下請関係者一覧表	提出	施工管理	△	△	○
		施工体制台帳	提出	施工管理	△	△	○
		施工体系図	提出	施工管理	△	△	○
		打合せ簿（指示）	指示	着工後	○	△	○
		打合せ簿（承諾）	承諾	着工後	○	△	×
		打合せ簿（協議）	協議	着工後	○	△	×
		打合せ簿（提出）	提出	着工後	○	△	×
		打合せ簿（届出）	届出	着工後	○	△	×
		打合せ簿（その他）	報告等	着工後	○	△	×
		工事材料確認申請書	提出	施工管理	△	△	○
		出来形管理帳票	提出	出来形管理	施工管理	×	○
		品質管理帳票	提出	品質管理	施工管理	×	○
		工事履行報告書 ※打合せ簿の様式で提出	報告	施工管理	着工後	○	△
		請負工事被害報告書	報告	安全管理	△	△	○
		請負工事被害確認書	通知	安全管理	△	△	○
		関係官庁協議資料	報告	施工管理	△	△	○
		近隣協議資料	報告	施工管理	△	△	○
		再生資源利用実施書 (建設資材搬入工事用)	提出	施工管理	着工後	△	△
		再生資源利用促進実施書 (建設資材搬出工事用)	提出	施工管理	着工後	△	△
PLAN	ORG	施工計画書（変更含む） ※打合せ簿の様式で提出		着工前	○	△	○
		再生資源利用計画書 (建設資材搬入工事用)		着工前	△	△	○
		再生資源利用促進計画書 (建設資材搬出工事用)		着工前	△	△	○
DRAWINGF		完成図面		完成時	△	○	○
PHOTO	PIC	工事写真		着工前	△	○	○
				施工中		○	×
OTHRS	DRA	参考図		完成	○	○	○
	ORG001	確認書 (確認・立会願、確認・立会結果書)		着工後	○	△	×
	ORGnnn	その他のデータ			△	△	○

※△：受発注者間で協議の上、対象とするか決定する。

土工

工事数量計算書

工種	形状寸法	計算式	単位	小計	備考
床堀	土砂、上記以外(小規模)	$V=0.805*0.40*36.0*2箇所=23.2\text{m}^3$	m^3	23 2	
土砂等運搬工	小規模、バックホウ山積0.28m ³ (平積0.2m ³)、 土砂(岩塊・玉	$V=23.2\text{m}^3-6.9\text{m}^3=16.3\text{m}^3$	m^3	16 3	
埋戻工	上記以外(小規模)、山土	$V=0.3*0.10*36.0+0.4*0.405*36.0=6.9\text{m}^3$	m^3	6 9	

[] は変更前を示す。

舗装工

工事数量計算書

工種	形状寸法	計算式	単位	小計	備考
表層工	ガラス入⑤再生密粒度As13F,t=5cm	$A=0.4*36.0=14.4\text{m}^2$	m^2	14 4	
上層路盤工	切込碎石C-20,t=10cm	$A=0.4*36.0=14.4\text{m}^2$	m^2	14 4	
下層路盤工	再生碎石RC-40,t=25cm	$A=0.4*36.0=14.4\text{m}^2$	m^2	14 4	
裏込め碎石工	再生碎石RC-40	$V=0.3*0.705*36.0=7.6\text{m}^3$	m^3	7 6	



は変更前を示す。

排水構造物工

工事数量計算書

工種	形状寸法	計算式	単位	小計	備考
側溝設置工	SC-落蓋式U型側溝(US3)3種 500A L2000	L=36.0m	m	36 0	
蓋版設置工(Co製)	Co製,SC-落蓋式U型側溝蓋(US3)3種 500用	N=8.0枚	枚	8 0	



は変更前を示す。

雜工

工事数量計算書

工種	形状寸法	計算式	単位	小計	備考
As舗装版切断工	As舗装版、15cm以下	$L=0.4+6.0=6.4m$	m	6 4	
As舗装版破碎工	As舗装版,無し,不要,10cm以下	$A=(1.0+6.0)*0.40 \div 2=1.4m^2$	m^2	1 4	
As殻運搬工	舗装版破碎、機械積込(騒音対策不要,舗装版厚15cm以下)、無し、11.5km以下、4tDP	$V=1.4m^2*0.05=0.07m^3$	m^3	0 1	
現場発生品運搬工	クレーン装置付4t級2.9t吊	$N=16.6t / 4t = 4.2 \div 5.0\text{回}$	回	5 0	
As殻処分費	(有)大昇運輸 As殻	$W=0.07m^3*2.35t/m^3=0.16t$	t	0 2	
Co製品処分費	(有)大昇運輸 Co製品(U型側溝450,450用蓋)	$W=0.454t/m * 36.0m + 0.076t/\text{枚} * 3.0\text{枚} = 16.6t$	t	16 6	



は変更前を示す。

工種	形状寸法	計算式	単位	小計	備考
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	$\Sigma N \times 2 = 8$ 人日	人日	8 0	
	床堀	$23.2 \text{ m}^3 \div 32 \text{ m}^3/\text{日} = 0.72$			
	土砂等運搬工	$16.3 \text{ m}^3 \div 29 \text{ m}^3/\text{日} = 0.56$			
	埋戻工	$6.9 \text{ m}^3 \div 40 \text{ m}^3/\text{日} = 0.17$			
	表層工	$14.4 \text{ m}^2 \div 250 \text{ m}^2/\text{日} = 0.05$			
	上層路盤工	$14.4 \text{ m}^2 \div 268 \text{ m}^2/\text{日} = 0.05$			
	下層路盤工	$14.4 \text{ m}^2 \div 268 \text{ m}^2/\text{日} = 0.05$			
	裏込め碎石工	$7.6 \text{ m}^3 \div 38 \text{ m}^3/\text{日} = 0.20$			

は変更前を示す。

工種	形状寸法	計算式	単位	小計	備考
	側溝設置工	36.0 m ÷ 50 m/日 = 0.72			
	蓋版設置工(Co製)	8.0 枚 ÷ 210 枚/日 = 0.03			
	As舗装版切断工	6.4 m ÷ 230 m/日 = 0.02			
	As舗装版破碎工	1.4 m ² ÷ 810 m ² /日 = 0.00			
	As殻運搬工	0.1 m ³ ÷ 16 m ³ /日 = 0.00			
	現場発生品運搬工	5.0 回 ÷ 5 回/日 = 1.00			

_____は変更前を示す。

Google

〒039-1552 青森県三戸郡五戸町姥堤127-1 から 大昇運輸切谷内リサイクルセンター

車 7.5 km、11 分

